

令和6年度 熊本県お試し移住応援事業

申請の手引き

申請者:

事務局:



申請までの流れ

事務局へ問い合わせ・申込書作成

視察出発日の**14日前まで**に申請してください
申請に必要な申込書を作成いただきます

くまモンふるさとセンターに相談

センター相談員から申請者へご連絡します
視察に関する相談を行っていただきます

視察内容を事務局へ連絡

センター相談員と決定した視察内容をご連絡ください

事務局が当日の行程表を作成

作成した行程表を事務局よりお送りいたします
※センター及び関係機関にも共有いたします

現地視察

視察先訪問時に必ず訪問証明の受領をお願いいたします（行程表別紙）

アンケート回答（視察後7日以内に回答）
申請書類及び領収書等を事務局へ郵送

アンケートフォームは事務局よりお送りします。書類送付時は記載漏れや領収書等添付漏れにご注意ください
※申請書類等の提出締切
視察後30日以内または令和7年3月17日（月）
のいずれか早い日までにご提出ください

事務局にて審査確認

提出書類に不備がございますと支援金のお支払いに時間を要しますのでご注意ください

支援金額決定通知書の送付

支援金支給の可否及び金額を通知します

支援金のお支払い

ご自身にて入金ご確認をお願いいたします

視察後の申請に必要なもの（提出書類）

①第1号様式

⑤居住地を証する書類の写し（運転免許証など公的なものに限る）

②第2号様式および第2号様式別紙

⑥振込口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し（本人名義のものに限る）

③第3号様式

④行程表別紙

※申請様式は事務局へお問い合わせいただいた際に送付します

申請時の留意点

- ・申込書および申請書の記載内容によっては支援対象外となる場合があります
- ・くまモンふるさとセンターへの利用者登録及び視察終了後のアンケートへの回答が支援金申請の要件に含まれます
- ・**支援の対象となる経費を証する領収書等の提出が必要**になりますので、誤って処分されないようご注意ください（申請者個人のフルネームが記載されているものが必要です）
- ・支援金の申請は1人あたり年度内に2回までです
- ・他の自治体等が実施する同様の支援との重複受給はできません
- ・予算の上限に達し次第、本事業の受付は終了となります

Q レンタカーの利用は対象となるか

A レンタカーの利用は支援対象外です。

Q 活動対象地と宿泊地が離れている場合、支援の対象となるか

A 宿泊地が熊本県内であり、対象活動と照らし合わせて常識的な範囲であれば支援対象となります。ただし、常識的な範囲から逸脱していれば、宿泊に要する経費については対象外と判断する場合があります。

Q 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どのような書類が必要か

A 乗車日や乗車区間、金額、利用者名が確認できるものがが必要です。
(金額、日付が記載された半券や搭乗・乗車記録、交通系ICカードの利用履歴明細等)

Q 飛行機のマイルや各種割引クーポン、旅行会社等のポイントを利用して予約した場合、申請できるか

A 申請は可能ですが、マイルやクーポン、ポイント利用後の自己負担分のみが支援対象となります。

Q 朝食付きの宿泊プランを申し込んでよいか

A 食事代は支援対象外となりますので、朝食代を除いた金額での申請が可能な場合のみ申請可能です。

Q 視察先訪問時の証明とはどのようなものですか

A 訪問先の市町村、施設等のゴム印や受付印、担当者の名刺等となります。

Q 航空券とホテル宿泊がセットになった「ホテルパック」を利用したが、航空券代とホテル代の内訳が分からない場合、どのように申請したらよいか

A 内訳不明の場合は県の旅費計算事務の取扱いに準じ以下のように算定することとします。
・ホテル代：1泊あたり7,200円
・航空券代：「ホテルパックの支払額」－「ホテル代（7,200円／泊）」
なお、本支援金の「交通費」は居住地域によって上限額が異なります。また、「宿泊費」にも上限額が設定されていますので、必ず上限額等を確認の上、申請してください。

【お問い合わせ及び申請書類送付先】

熊本県お試し移住応援事業事務局（㈱日本旅行熊本支店内）

〒860-0807

熊本県熊本市中央区下通1-7-18 谷脇ビル5階

TEL：050-8880-6991（平日：9:30～17:00）

E-mail：kumamoto_ijyushien2024@nta.co.jp

※書類送付の際は封筒に「お試し移住応援事業 申請書在中」と記載してください